

◇令和6年度 入園のしおり◇

社会福祉法人 友愛
速野カナリヤこども園(短時部)



受付期間

- ・ 令和5年9月4日(月)から令和5年9月8日(金)まで
- ・ 令和5年9月10日(日)

申し込み場所

守山市役所保育幼稚園課

お問い合わせ

077-582-1129(守山市役所保育幼稚園課)

速野カナリヤこども園 〒524-0104 守山市木浜町1667番地
TEL 077-585-7240 FAX 077-585-7241
<http://www.kanariya.or.jp>



地域とともに愛し子を育てる友愛は、子どもの最善の利益を考え、積極的に福祉と教育の増進を図ります。



- ・ 家庭や地域社会と連携を図り、保護者の協力の下に就学前教育を進めます。
- ・ 子どもが健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境を用意し、自己を十分に発揮しながら活動することにより、健全な心身の発達を図ります。
- ・ 養護と教育が一体となって、豊かな人間性を持った子どもを育成します。
- ・ 地域における子育て支援のために、乳幼児などの保育に関する相談に応じ、助言するなどの社会的役割を果たします。



- 元気な子ども（健康な体づくり）
- 明るく思いやりがあり、友達と仲良くできる子ども（思いやりの心）
- 考え、作り出す子ども（創造性の開発）
- 最後までやり遂げる子ども（忍耐力の育成）
- よく見、よく聞く子ども（社会性の発達）



- ◇茶 道・・・正しい行儀作法が身に付くよう、茶道を通して道徳教育（躰）を行います。
- ◇げんきたいむ・・・健康な体をつくれます。（専門講師）
- ◇ABCたいむ
ハローイングリッシュ・・・外国人講師と一緒に楽しく英語を学びます。
- ◇お 話 会・・・絵本やお話を通して、豊かな心、感性を育みます。
- ◇食 育・・・望ましい食習慣を身に付け、食べ物に関心を持ちながら食事を楽しみ、命の連鎖に気付き、感謝する心を育てます。
- ◇異年齢保育・・・3～5歳児が『わくわくたいむ』として、散歩やいろいろな活動を通して異年齢の友達との関わりを大切にします。
- ◇自 然 体 験・・・自然体験を通して自然の美しさ、不思議さ、心地よさ、命の尊さを知る等、豊かな感性を培います。



1、入園対象者

(1) 入園できる幼児

- ・ 3歳児 令和2年4月2日から令和3年4月1日までの間に生まれた幼児
- ・ 4歳児 平成31年4月2日から令和2年4月1日までの間に生まれた幼児
- ・ 5歳児 平成30年4月2日から平成31年4月1日までの間に生まれた幼児

(2) 定員

- ・ 3歳児 25名
- ・ 4歳児 25名
- ・ 5歳児 25名

(3) 市内に居住する幼児

- ・ 入園申込時点において、保護者が守山市に住民登録をしており、守山市にお住まいの幼児です。ただし、令和6年3月31日までに転入を予定している幼児も含めます。
* 転入予定の証明となるものがが必要です。

(4) 通園区域

- ・ 通園区域は市内全域としますが、小学校通学区域の児童の就園を優先します。

2、入園手続き

別紙入園申込書および教育・保育給付認定申請書に氏名・その他必要事項を記入の上、提出して下さい。

ただし、希望者の多い場合は、抽選により入園調整をします。

(1) 受付期間

- ・ 令和5年9月4日（月）から令和5年9月8日（金）までの間
- ・ 令和5年9月10日（日）
* ことども園（短時部）と保育園・ことども園（長時部）の二重申込はできません。
（現在、保育園・ことども園（長時部）に在園中の方は、退園届の提出が必要になります。）
* 複数園への申し込みはできません。

(2) 受付時間および場所

- ・ 平日は午前9時から午後5時までの間に守山市役所保育幼稚園課へ申し込んで下さい。
- ・ 9月10日（日）は午前10時から午後3時まで守山市役所2階防災会議室で受け付けます。

(3) 留意事項

- ・ 入園を希望する幼児の中で、健康状態等、特に配慮を要する場合については、申込書に必ず記載して下さい。
- ・ お子さんの発育状況について、関係機関等にお尋ねする場合がありますので、ご了承下さい。

(4) その他

- ・ 受付期間終了時点で定員に空きがある場合、他園からの希望園の変更を下記の日程にて、守山市役所保育幼稚園課で受け付けます。空き状況については守山市ホームページでお知らせします。また、受付期間終了後に新規で入園を希望される場合は、受付再開日以降に守山市役所保育幼稚園課へ直接申し込んでください。定員に余裕がある場合は、順次受け付けます。
- ・ 募集人数を上回る入園申込みがあった場合、抽選等をさせていただくことがあります。なお、希望園変更の結果、定員を上回った場合は、希望園変更者のみでの抽選となります。また、抽選もれとなった方を対象に、入園申込の受付再開前に市内の空きがある園への申し込み受付期間を設けます。（市内統一）



【希望園変更期間】	令和5年9月11日（月）から 令和5年9月12日（火）まで
【抽選日】 ※実施しない場合もあります	令和5年9月下旬頃（対象者に個別で通知します）
【抽選もれの方の受付期間】	令和5年10月4日～5日（対象者に個別で通知します）
【受付再開日】	令和5年10月20日（金）（守山市ホームページでお知らせします）

3、入園通知等

- (1) 入園内定通知 入園内定は、令和5年11月上旬に保育幼稚園課から通知されます。
- (2) 入園前の健康診断 令和5年11月下旬頃の予定
（保育幼稚園課から入園内定通知とともに通知されます）

4、諸費等

- (1) 入園準備用品代 別途徴収させていただきます。
- (2) 諸費（教材費・行事費等） 別途徴収させていただきます。
- (3) 給食費
- ・自園給食を実施し、健康面を考えて、安全・安心な食材を使用し、主食米は白米に麦を混ぜたご飯を提供しています。
 - ・子ども達に温かいご飯を提供する為、主食費を徴収します。



副食費	4,000円（月額）	*給食提供月のみ徴収		
主食費	3歳児 900円	4歳児 1,000円	5歳児	1,100円
*ただし、変更がある場合があります。				

5、保育時間

- (1) 月・火・木・金曜日 午前8時30分～午後2時
- (2) 水曜日 午前8時30分～午後1時

※行事等で給食のない場合は、11時30分までの日があります。

6、休園日等

- 休園日等については、次のとおりです。〈土曜日・日曜日・祝日〉
- 〈夏休み〉 7月21日から 8月31日まで
- 〈冬休み〉 12月24日から 1月6日まで
- 〈春休み〉 3月24日から 4月8日まで
- *ただし、春休み期間に変更がある場合があります。

7、施設等利用給付認定について

(1) 施設等利用給付認定とは

幼児教育・保育の無償化に伴い幼稚園の預かり保育や認可外保育施設等を利用する方について、保育の必要性が認められ、施設等利用給付認定を受けられた方においては、保育料に加えて、預かり保育等の利用料が、上限の範囲内で無償化の対象とすることができます。預かり保育の上限額は、「預かり保育の利用日数×日額上限 450 円」（ただし月額上限 1.13 万円まで）となります。

※幼稚園等が預かり保育を実施していない場合、認可外保育施設等の利用料も無償化の対象となります。その場合は月額上限額（1.13 万円）が無償化の対象となります。

①【幼稚園等+預かり保育】

預かり保育
※保育の必要性がある方

利用日数×日額上限 450 円
を上限に無償

幼稚園・認定こども園
(短時部)
(基本保育料) ※全員

無償

②【幼稚園等+認可外保育】

認可外保育
※保育の必要性がある方

1.13 万円
を上限に無償

幼稚園・認定こども園 (短時部)
(基本保育料) ※全員

無償

(2) 対象者（保育の必要性が認められ、①もしくは②のいずれかに該当する方）

①幼稚園等の預かり保育を利用される方

②預かり保育を実施していない園を利用している方で、認可外保育施設等を利用される方

(3) 申請書類

①および②を守山市役所保育幼稚園課へご提出ください。

① 子育てのための施設等利用給付認定申請書

② 保育を必要とする事由を証明する書類（下表のうち該当する項目の必要書類を、**保護者1人につき1枚**提出。）

保育を必要とする事由		必要書類
1	居宅外で就労している方（予定を含む） （※1、3）	就労証明書
2	自営（自宅外自営・親族経営等の自宅を含む）の場合（※1、3）	就労証明書および所得税の確定申告書 （事業開始後間もないため、確定申告をされていない場合は、事業の概要がわかる書類（営業許可証、開業届等））
3	出産前後の方（出産前後6か月に限る）	母子健康手帳の写し（氏名と出産予定日が記載されているページ）
4	保護者が就学の方（※1）	在学証明書等の期間・受講時間がわかる書類（入学予定の場合は合格通知等）
5	保護者が病気の方	病名・病気の程度（保育ができないこと）が明記された診断書の原本
6	保護者が障害をお持ちの方	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の写し（手帳交付を受けていない場合は診断書の原本）
7	保護者が介護・看護している方（同居親族に限る） （※2）	介護等を要する方の診断書（病名・病気の程度や回復までの期間が明記されたもの）の原本（および介護保険証・障害者手帳等の写し）、 看護・介護状況申立書
8	災害復旧の場合	罹災（被災）証明書
9	保護者が求職中の方 ※60日以内に就労することが必要	求職活動に関する申告書（申請時に市役所にて記入）

（※1）1日4時間以上かつ月15日以上を満たすことが必要。

（※2）1日4時間以上かつ週4日以上を満たすことが必要。

（※3）就労証明書については市の様式を使用してください。（市ホームページでダウンロード可）

(4) その他

申請方法、申請期間、決定通知等については、市ホームページにてご確認ください。

8、退園手続きおよび除籍

- (1) 退園される場合は、所定の様式により退園届を園長に提出して下さい。
- (2) 正当な理由がなく、欠席が2ヶ月以上にわたる場合や本園の保育規約、方針等をご理解いただけない場合も除籍されることがあります。
- (3) 給食費等の納付を怠った場合は、退園になることもあります。